

この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。

平成30年3月末日 発行



やまびこ

No.248

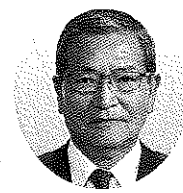
発行

公益社団法人
埼玉県手をつなぐ育成会
理事長 村山 勇治

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3 母子福祉会館内
Tel. 048-833-0444 Fax. 048-833-0400
E-mail:saitama@ikuseikai.jp
ホームページ <http://saitama.ikuseikai.jp>

定価50円
(購読料は
会費に含む)

正念場を迎えている 育成会活動の 課題と展望



理事長
村山 勇治

昨年、全国手をつなぐ育成会連合会の中長期計画として直面する育成会活動の課題整理と今後の展望について、全国8ブロックの代表者会議の主要な議題として提議され、それぞれにおいて議論がなされました。

テーマがテーマだけに、短期間で方向性が見出せるほど簡単ではないことは全育連執行部も承知しており、少なくとも平成30年の今年度末までに一定の指針を機関決定にこぎつきたいとしています。

全育連の活動については、3年前に(社福)全日本育成会が解散され、新たに新組織、各正会員(47都道府県、8政令市)の連合体として最低限必要な事業活動が継続されていることをご承知のと

おりです。

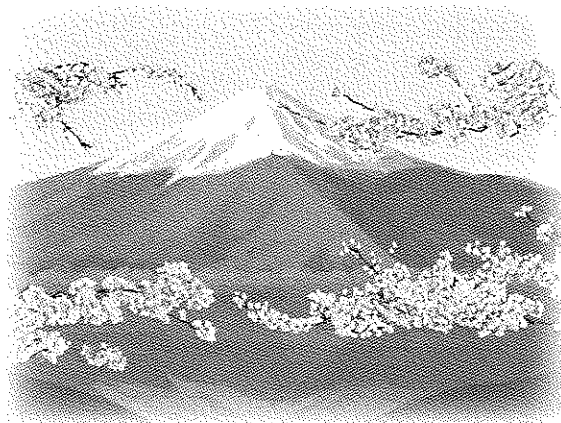
一昨年7月に発生した、神奈川県相模原市の障がい者殺傷事件はじめ、その後もあとを絶たない障がい者への虐待事件に対する当事者団体としての対応や、見直しが始まっている成年後見制度促進委員会への提言、2020東京オリパラに向かって障害者の文化・芸術活動への積極的な活動など目白押しとなっています。とりわけ、今年4月より改定される障がい福祉サービス報酬について、当初マイナス改定がとりざたされていましたが、全育連は数ある障がい福祉団体の中心的な役割を担って、国会議員、中央省庁への働きかけ、0・47%のプラス改定に導く役割を果たしました。

国レベルの活動は、市町村育成会の活動に支えられている都道府県、政令市の正会員の組織が確立していることが原動力となっていることは言うまでもないことです。

振り返って、わが埼玉県育成会の現状は、8年前に私が理事長に就任した時、2800人だった会員が、現在2300人を切るころまで会員減が進行している危機的な状況にあります。

今日、会員減少は全国的な傾向にあるとはいえ、有効な手立てが打てなかった責任は痛感するところでありますが、安易に会費の値上げなどに踏み切れば、かえって会員減に拍車をかける結果になる恐れもあり、会費収入が減少する中、長年継続してきた事務局体制を身の丈に合った人員配置にせざるを得ない状況にあると判断いたしました。

従いまして、今年度はこうした状況から事業内容、事務局体制を見直し、明日の育成会のために財務の健全化を最優先課題とさせていただきます。ご理解とご支援を切にお願い申し上げます。



本人活動支援推進事業部主催 学習会に参加して

入間市手をつなぐ親の会

常岡 松男

知的障がい者&保護者のための
「性(生)と健康についての学習会」

第1回 平成29年11月23日(木・祝)
10時～12時

第2回 平成29年12月10日(日)
10時～12時

会場 入間市健康福祉センター

講師

親 重田 博氏

(奥育成会スポーツ顧問・埼玉県立
上尾特別支援学校教諭)

本人 小林 孝次氏

(上尾かしの木特別支援学校教諭)

- 【第1回のお話の流れ(親)】**
- 1 知的障がい者の高齢化現象に伴うこと
 - 2 加齢に伴う身体の変化
 - 3 健康に過ごすために
 - 4 性教育の変遷や考え方
 - 5 性についての現状や課題

少子高齢化が進む中、知的障がい者にも高齢化が進んでいるだろうと私自身漠然と考えていました。確かに高齢化現象はあるもの、驚いたのは統計上存命する65歳以

上の知的障がい者は1割にも満たないという事実でした。平均寿命

が延びている現在、この数字の意

味するものは健常者よりも早いと

言われる老化現象(知的障がい者

は40～50歳、ダウン症の方は30～

40歳ごろから急激に日常生活の能

力の衰え)に加え、植えつけられ

た我慢するクセ、周囲の配慮、また、

在宅の方であれば親御さんの死に

よる劇的な生活環境の変化に、ス

トレスなど様々な要因があると思

いますが、心不全・原因不明の急

性死・突然死も含め、3～10倍と

いう報告がされているそうです。

最低限健康を維持できる体力は付

けさせておかなければと改めて考

えさせられました。これは私たち

親にも言えることですが…。

性教育に関しては、伝える側に

も性に関する様々な考え方もあ

り、何をどう伝えるか適切な指導

方法を模索しているのが現状では

ないかと感じます(私が知らない

だけかな?)これが動物のように

一定の期間発情期があり、子孫を

残すためだけのものでは説明

も一段と簡単になるとは思います

が、人間はそうはいきません。具

体的な支援の仕方などは、第2回

の学習会で詳しくお話をしてくだ

さいました。

後半の1時間は子供たちと合流

し、バランスボール・ストレッチポ

ールを使って体幹運動をしました。

バランスボールは、バランスを

保持しながらボールをコントロー

ルすることにより、全身の筋肉が

関与する複合運動が可能になり、

ストレッチポールは、発泡スチロー

ルにカバーを被せた様な軽い円筒

形の1メートルほどのポールでし

たが、その上に横になり、リラッ

クスした状態で呼吸をしたり、手

足を少し動かすだけでその振動は

体幹部へと伝わり、ほぐし効果が

得られるそうです。確かに気持ち

がよく少し眠くなりました。

どちらも気軽にテレビを見ながら

でも出来るので、興味のある方は一

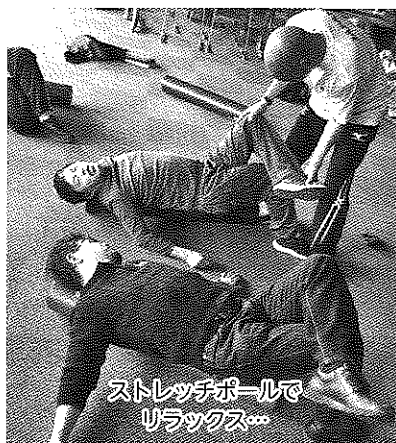
度試してみたいかがでしょうか？



本人の学習会テーマ
①からだのこと
②人との距離のとおり方



第2回では色々なスポーツを
体験しました



ストレッチポールで
リラクゼーション



バランスを取りながら手足の運動!

権利擁護推進事業部主催 研修会を開催しました

「障害のある人の「親なきあと」
お金の残し方と管理の仕組み」

日時 平成30年2月8日(木)

10時～12時

会場 埼玉会館 7B会議室

講師 渡部 伸氏

(「親なきあと相談室」主任 行政書士)



「親なきあと」お金の心配はみなさんお持ちだと思えます。ただ、それぞれのご家庭によって事情も違うので、親しい人でもなかなか気軽に聞くことはできない話ではないかと思えます。

私が講演会などで良く聞かれるのは「子どものためにいくらお金を残せばいいでしょう」という質問です。お気持ちはよくわかります。でも、お金を残したからと言って、騙されたり、自ら浪費したりしてしまつて、あつという間になくなつ

てしまつたら意味がありません。そのお金が本人の将来の生活に使われるような仕組みを、優先して考えていただきたいと思えます。

お金に関する制度のポイントについて簡単にご紹介いたします。遺言は将来的にはぜひ書いてください。特に、障害のある子に多くお金を残したいといった場合は必須です。その際、相続遺留分という権利には注意してください。

信託は、親の遺産を一括で相続させるのではなく、障害のある子に定期的にお金を渡していく制度です。さらに子どもがなくなつた後もお金が残つていたら、その行先も親が指定することができます。

成年後見制度が必要なのはわかつていてくれればまだ利用したくない、と考えている方は多いかと思えますが、いざ必要になつた時のために、どこに相談に行けばいいのかわかっていますか。どの自治体でも社会福祉協議会に成年後見の相談窓口を置いていますし、埼玉県は育成会で立ち上げたいきいきネットで法人後見をしているので心強いですね。

後見を使うほどではないけれど、支援があれば自立した生活が

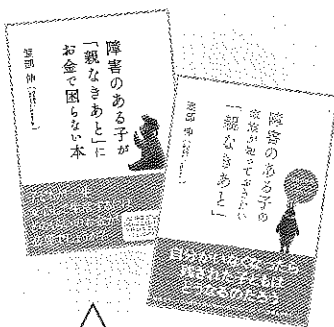
できる、といった障害者の一人暮らし、あるいは高齢の親と障害の子の家族には、あんしんサポートねつとの事業をおすすめします。

ただし制度も大切ですが、一番大切なのは地域でのつながりです。たくさんの人と関わっておくことで、障害のある人も安心、安定した暮らしを送れるのだと私は思います。

各制度について詳しくお知りになりたい方は、拙著『障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」』「障害のある子が「親なきあと」にお金で困らない本」をお読みください。

なお講演会で、生命保険金を受け取つたら障害基礎年金が止まるのですか? という質問がありました。原則的にはそのようなことはありません。詳細はHPに掲載しましたので、こちらを参照ください。

<http://www.oyanakiato.com/diary/1399.html>



主婦の友社より好評発売中
(書店やAmazon等でお買い求めいただけます。)

さいたまみんなの会活動報告

第15回ボウリング大会を 開催しました

平成30年3月4日

(日) 午後12時30分よ

り、ウニクスボウル南

古谷にて「第15回ボウ

リング大会」を開催しました。

毎年恒例となつたこの大会、当日は県内各地より多くのご本人・支援者の皆さんにご参加いただきました。

2ゲームの末、優勝は川越すばるの会の相田博通さん、第2位は久喜市栗橋育成会の桜井優治さん、第3位は川口ゆうゆう会の磯部正之さん、という結果に終わりました。(川口ゆうゆう会の山田薫さんが第2位でしたが、前回表彰のためお譲りいただきました。)

昔はよくやつたけど最近はやつてないなあ、というあなた、来年の大会に是非参加してみたいか、がですか?



これからの サービス等利用計画

副理事長 高野 淑恵

「自立支援法」の施行に伴い、

「サービス利用計画」が始まったとき、戸惑いを感じた人はたくさんいたと思います。今までは家族、主として親が、大切な子供のために一生懸命考え、少ない選択肢の中から一番我が子に適したサービスを選択してきたのに、ある日突然、『相談事業所という所の「相談員」と自称する人に書いてもらったってください』と言う分厚い封書が行政から届いたからです。

不勉強だった私は意味がわからず、行政の窓口に行つて、「今までのうちの息子に一度も会ったことのない人に、どうして息子の生活設計を計画してもらわなくては行けないのですか?」と質問しました。窓口の人は困つたような顔で「国がそう決めたので」と繰り返すばかり。しかも渡された相談事業所の一覧表には、知的障害者もOKの所は2カ所くらいしかなかったのです。

(なんなんだろ〜)と思った

二〇一八年三月末日発行(二四八号)

ものでした。その後の数年間は、計画相談所が雨後の竹の子のようにあちこちに増えましたが、事業所ごと相談員ごとの格差がかなりあつて混乱や不安、不満が多く聞こえました。

「総合支援法」に変わり、H27年より「サービス等利用計画」に改正され、すべての障がい者に計画作成が義務づけられました。

キーワードは『等』です。この1文字の中に本人の生活、人生に必要なものを盛り込んで、障がいのある本人が親亡き後も安定した幸せな人生を送れるような計画が作成されなくては行けないのです。不勉強な私にもようやく(なるほど〜)と理解できたのでした。でも、そのためには相談支援事業所は高度の専門性を持った相談支援専門員を養成しなくてはなりません。本人が幸せな人生を送るためには本人の「意思決定支援」もできなくてはなりません。

家族は今からでも、本人の障がいの重さに関わらず、本人の意思を大切にすることを意識しましょう。

そうしていくことで、本人のニーズに則つた、本人のための計

画ができあがるのです。通所・入所施設を利用してはいる場合は、施設の「個別支援計画」とも連動している必要性を指摘できるようにしましょう。

どこまで本人の意思や思いを計画に反映していかれるか、本人の地域生活に足りないニーズを探り、利用できるサービスに変えていくことは私たち育成会の仕事です。

本人たちのニーズはたくさんありますが、足りないサービスも市町村によって様々です。

福岡寿氏の言葉をお借りすると、
1人でいうと「わがまま」、
50人でいうと「ニーズ」
だそうです。当に言い得て妙、ですね。

あとがき

ほかほかと暖かい季節になりましたね。事務局の近くに桜が一足早く満開を迎えています。花粉症さえなければ、外でお花見でもしたいなあと思つております。

ついに平成最後の年度となりました。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

《事務局より》

生活サポート総合補償制度

2017年度版

知的障害児者・自閉症児者のための

ALLの普通型生活補償(障害者生活補償(障害者生活補償)、地域・個人・事故賠償補償(サポート))

被保険者
(補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者のご加入できます。

補償期間
(保険のご契約期間)

2017年4月1日から
1年間

掛金

入院2日目から補償プランB/
掛金… 23,000円(保険料19,810円)

入院4日目から補償プランA/
掛金… 17,000円(保険料14,810円)

詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

担当代理店 株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社 AIU損害保険株式会社 東京第二支店
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110 http://www.aiu.co.jp
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351
http://www.zensapo.jp
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の各都道府県団体の事務局となります。

(A-000722 2018-03)